

公 示

次のとおり、公募します。

令和 8 年 2 月 2 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 小林 央

1 公募内容

- (1) 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日策定。以下「指針」という。）に基づき、国の援助対象者（指針第 5 の 3 のア及びイに規定する者。以下「援助対象者」という。）に対する国が指定する検査の実施で、次の 2 に掲げる事業
- (2) 事業の趣旨
電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業又は電離則第 7 条の 2 第 3 項に定める特例緊急作業に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）のうち、従事期間中に通常の放射線業務の被ばく限度を超える線量を被ばくした労働者に対して適切な長期的健康管理を実施するため、指針に基づき、事業者は放射線の実効線量が 1 年につき 50 ミリシーベルトを超えた者、又は実効線量が 100 ミリシーベルトを超える者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、その被ばく線量に応じてがん検診等を実施することとされており、当該対象者のうち現に職業に就いていない者等の一定の要件を満たす者がん検診等については、国がその費用を負担することにより実施するもの。

2 事業内容

以下の業務に従事していた者に対し、がん検診等を実施するもの。

- (1) 特定緊急作業従事者等のうち現に職業に就いていない者
ア 一般健康診断（採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査の実施を含む。）
イ 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査（目の水晶体の写真の撮影、及び視力検査並びに眼圧検査を含む）
ウ 甲状腺の検査（指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 100 ミリシーベルトを超える者に限る。以下、エからカまでにおいて同じ。）
エ 胃がん検診
オ 肺がん検診
カ 大腸がん検診

- (2) 特定緊急作業従事者等のうち、現に、緊急作業等以外の業務に従事させる事業者（当該者を緊急作業等に従事させた中小企業者以外の事業者を除く。）に雇用される者
- ア 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査（目の水晶体の写真の撮影、及び視力検査並びに眼圧検査を含む。）
 - イ 甲状腺の検査（指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が 100 ミリシーベルトを超える者に限る。以下、ウからオまでにおいて同じ。）
 - ウ 胃がん検診
 - エ 肺がん検診
 - オ 大腸がん検診

3 委託事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。

5 特殊な技術等の条件

医療機関で下記の選定基準等を満たしていること。

- (1) 上記 2 の検査に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその検査を実施できること。
なお、電離放射線障害予防規則に基づく健康診断を実施している等、放射線に関する診断等に知識を有する医師が望ましい。また、白内障に関する眼の検査に関しては、日常的に眼科領域の診療等に従事している医師が行うことが望ましい。
- (2) 臨床検査技師等、国が指定する検査を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) きいげきとう 細隙灯顕微鏡や眼の水晶体の写真撮影機材等、検査の種類に応じて必要な設備が装備されており、また、（公社）全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。
なお、別途、福井労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限

令和8年2月16日（月）午後5時15分まで

(2) 意思表示先

福井労働局労働基準部健康安全課 担当 西川（電話 0776-22-2657）

(3) 意思表示方法

上記意思表示先へ別紙1「特定緊急作業従事者等に対するがん検診等事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」を提出し、選定基準等の確認を受ける。

文書を持参することとし、郵送する場合は簡易書留にて期日までに必着とすること。

電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 意思表示様式

意思表示先にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、福井労働局と選定された者の代表との間で別紙2の委託契約書（例）に基づき締結することとなる。

ただし、選定された者が契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結が出来ないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、福井労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については別紙3の「契約書第3条の規定に基づき福井労働局長の定めるべき事項」によるものとする。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会計法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、福井労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ウ 作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。

【本件担当、連絡先】

住所：〒910-8559 福井県福井市春山1丁目1-54
福井春山合同庁舎9階
担当：福井労働局労働基準部健康安全課 担当：西川
電話：0776-22-2657

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 小林 央 殿

所在地

名称

代表者名

特定緊急作業従事者等に対するがん検診等事業に係る
公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当 _____ は、貴局が公募する特定緊急作業従事者等に対するがん検診等事業に応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者ではありません。

2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者ではありません。

3 当団体は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。

4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

(担当者)
氏名
TEL

契 約 書 (例)

支出負担行為担当官福井労働局総務部長 小林 央（以下「甲」という。）と（医療機関名及び代表者氏名）（以下「乙」という。）は、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成27年8月31日付け健康の保持増進のための指針公示第6号 以下「指針」という。）に基づく検査の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、甲が指定する者に対し、指針に基づく検査を実施し、甲は、乙が検査の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払う。

第3条 前条の検査の内容、実施方法、費用の額、請求方法、その他検査の実施に関し必要な事項は福井労働局長が定める。

第4条 この契約の保証金は、免除する。

第5条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

第6条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

第7条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式4の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式4の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

第12条 乙は全ての業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

第13条 乙は、前条の検査終了後、第3条の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に対価を支払わなければならない。

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第15条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第16条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

第17条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

第18条 この契約の当事者は2か月前までに予告すれば、これを解約することができる。

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

第19条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行がで

きなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

第20条 甲は、乙の責に帰する事由により損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第18条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第23条 乙は、前21条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前21条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関

して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第30条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、隨時甲及び乙が協議して定める。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第16条、第20条、第23条、第25条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

令和8年4月1日

(甲) 福井市春山1丁目1-54福井春山合同庁舎
支出負担行為担当官
福井労働局総務部長

(乙)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福井労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

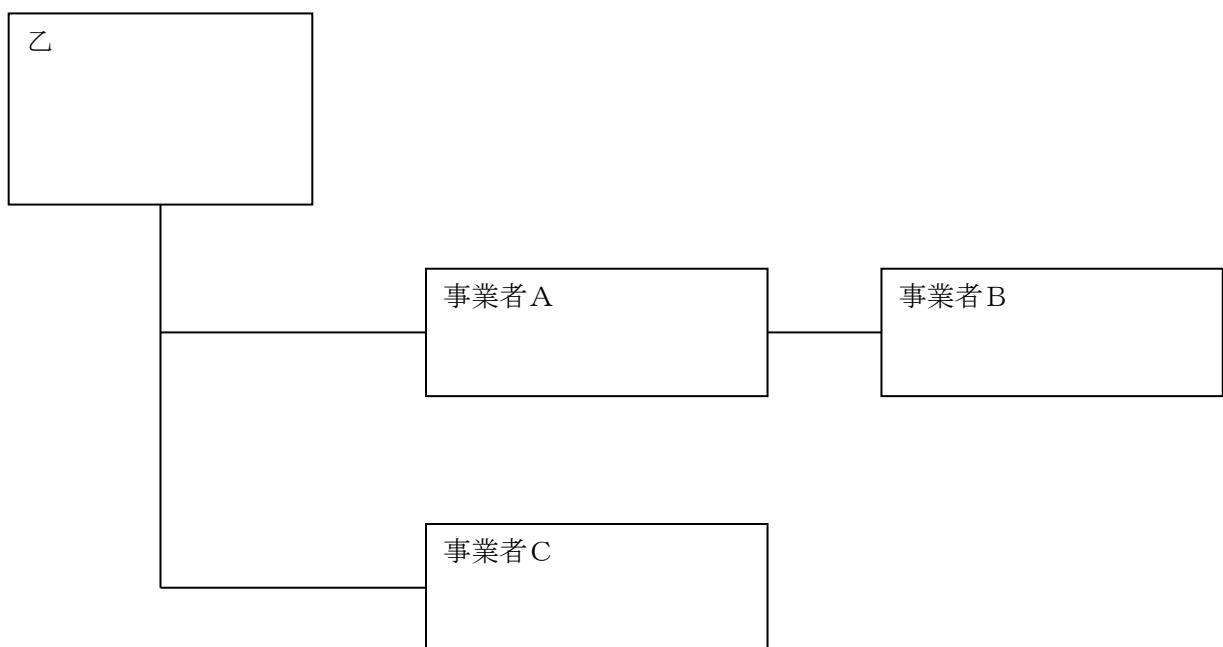
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			
C			



契約書第3条の規定に基づき福井労働局長の定めるべき事項

- 1 福井労働局が「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日付け健康の保持増進のための指針公示第6号。以下「指針」という。)に基づく検査を実施する機関として契約した医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、国の援助対象者(指針第5の3のア及びイに規定する者。以下「援助対象者」という。)に対し、国が指定する検査を実施する。
- 2 国が指定する検査は、指針第2の2の規定に基づく検査及び指針第5の3の規定に基づく一般健康診断に相当する検査(労働安全衛生規則第44条に定める項目の検査。以下「一般健康診断相当の検査」という。)とし、次の(1)及び(2)を含むものとする。また、当該検査の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) さいけきとう 細隙灯顕微鏡による白内障の検査を行う場合には、併せて水晶体の写真の撮影を実施するとともに、一連の検査として視力検査及び眼圧検査を実施しこれらを含めた評価を行うこと。
 - (2) 一般健康診断相当の検査(現に職に就いていない者を対象とする。)を実施する場合には、併せて白血球数及び白血球数百分率の検査を実施すること。
 - (3) 胸部エックス線検査は、直接撮影による胸部全域のエックス線写真とすること。なお、一般健康診断相当の検査と肺がん検診を同時に行う場合には、胸部エックス線検査は1回のみとすること。
 - (4) 大腸がん検診としての便潜血検査は2回実施すること。
 - (5) 放射線被ばくを伴う検査は、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると医師が判断した場合に実施すること。また、放射線被ばくを伴う検査を実施するときには、年齢等に応じた放射線被ばくのリスクについて援助対象者に説明し、援助対象者が当該検査を望まない場合には実施しないこと。
 - (6) 肺がん検診における胸部CT検査は、検査による被ばく量を考慮し、低線量CTによる実施が推奨されること。
 - (7) 内視鏡検査を実施する前に、本人に対して、病理検査が必要と医師が認める悪性腫瘍疑い病変が見当たった場合、内視鏡下生検及び病理検査の実施は国の費用負担の対象となることを明確に伝えること。また、内視鏡下早期悪性腫瘍粘膜切除術等の治療に切り替えることは、本人と指定医療機関の裁量に任せるものとするが、文例1を参考とし、内視鏡下早期悪性腫瘍粘膜切除術等の治療に変更する利点と注意点、治療に変更した場合の自己負担分の金額を明確に提示し丁寧な説明のうえ、本人の意思を確認したのち、保険診療又は自費診療にて治療を行うこと。
- 3 援助対象者の氏名、被ばく線量等、国が指定する検査の実施に必要な事項は、福井労働

局が指定医療機関に通知する。また、当該検査を実施する時期は、福井労働局と指定医療機関との協議により定める。

- 4 指定医療機関は、国が指定する検査の実施に当たる医師を指名し、福井労働局に通知する。
- 5 指定医療機関は、援助対象者に対して国が指定する検査の受診の案内を行う。受診の案内には、国が指定する検査の内容、費用負担、受診時期、受診時に必要なもの等のほか、検査結果の国への報告等の説明を含める。
- 6 指定医療機関は、援助対象者が国が指定する検査を受診する際、援助対象者に対して特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の提示を求め、本人であることを確認する
- 7 指定医療機関は、国が指定する検査の実施に際し、検査結果の評価の参考にするため、必要に応じ、援助対象者に対し、過去の当該検査の結果、労働安全衛生規則や電離放射線障害防止規則等に基づく健康診断の結果等を持参するよう勧奨する。
- 8 指定医療機関は、援助対象者の利便を考慮し、原則として1日で全ての検査が終了するようとする。
- 9 指定医療機関は、国が指定する検査を受診した援助対象者（以下「受診者」という。）に対し、検査の項目ごとの医師の診断・所見を含む検査の結果について通知する。
- 10 指定医療機関は、検査項目ごとの医師の診断・所見を含む検査の結果について、受診者が国への報告を希望しない場合を除き、福井労働局に報告する。なお、報告様式は自由とするが、一般健康診断相当の検査の結果については、労働安全衛生規則第51条に規定する健康診断個人票（様式第五号）を活用することが望ましい。
- 11 指定医療機関は、受診者が重度の疾病に罹患している可能性があり、国が指定する検査の範囲を超えた精密検査等を行う必要があると認められる場合には、受診者に対し精密検査等の必要性や当該精密検査等が国が指定する検査の範囲外であることを説明し、本人の了解を得た上で、医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずる。
- 12 指定医療機関は、受診者に対し受診旅費の請求に必要な様式の配布、請求方法の教示等必要な支援を行う。
- 13 指定医療機関は、国が指定する検査に要した費用の請求を行う場合には、国が指定する検査を実施した月の翌月の15日までに「特定緊急作業従事者等に係る検査費請求書」（様式第1号）及び「特定緊急作業従事者等に係る検査費内訳書」（様式第2号）を福井労働局長に提出する。
- 14 国が指定する検査の費用の支払は、請求のあった日から30日以内に行う。
- 15 国が指定する検査の費用は次のとおりとする。
 - (1) 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査については3,200円を請求する。なお、医師が必要と認め、前眼部に加えて後眼部の検査を実施した場合には3,800円を

請求する。

(2) 甲状腺の検査等

ア 甲状腺の検査

頸部超音波検査については3, 500円を請求する。なお、医師が必要と認め、採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T3)及び遊離サイロキシン(free T4)の検査を併せて実施した場合には9, 000円を請求する。

イ 胃がん検診

胃エックス線透視検査については8, 100円を請求する。また、胃エックス線透視検査に代えて胃内視鏡検査を実施した場合には11, 500円を請求する。なお、内視鏡検査中に、医師が必要であると認めて内視鏡下生検及び病理検査を行った場合は、28, 400円を請求する。

ヘリコバクター・ピロリ抗体検査を実施した場合には3, 100円を請求する。

ウ 肺がん検診

胸部エックス線検査及び喀痰細胞診については6, 100円を請求する。なお、受診者が放射線被ばくを伴う検査を望まない場合であって、胸部エックス線検査を実施しない場合には4, 000円を請求する。なお、胸部エックス線検査の結果及び被ばく線量から医師が必要と認め、胸部CT検査を併せて実施した場合には21, 400円を請求する。さらに喀痰細胞診を併せて実施した場合は25, 400円を請求する。

エ 大腸がん検診

便潜血検査(2回)については1, 100円を請求する。なお、医師が必要と認め、大腸内視鏡検査を併せて実施した場合は、16, 600円を請求する。さらに、内視鏡検査中に、医師が必要であると認めて内視鏡下生検及び病理検査を行った場合は、33, 500円を請求する。

オ その他の検査

肝炎検査については3, 200円を請求する。腎機能検査、血清電解質検査については2, 900円を請求する。

(3) 一般健康診断相当の検査については9, 500円を請求する。肺がん検診により胸部エックス線検査を実施し、一般健康診断相当の検査において胸部エックス線検査を省略する場合には7, 400円を請求する。

(4) 上記(2)の検査を実施した場合には、検査事務経費相当分として、(2)の検査を実施した者1人当たり3, 000円を請求する。

(5) 受診日時の調整、案内及び検査結果通知等に伴う事務費相当分として、受診者1人当たり1, 000円を請求する。

(6) 指定医療機関が、受診者の同意を得て、追加検査、精密検査に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は3, 000円を請求す

る。また、指定医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。

文例 1

内視鏡検査をするにあたって費用等の確認書

検査受診者 各位

この度は、お忙しい中、内視鏡検査受診ありがとうございます。

さて、特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る検査の費用は、原則として全額国が負担しておりますが、内視鏡検査中において病変が見つかった場合は、本人の希望により、検査から引き続き治療に変更することが出来ます（その場合は、費用の自己負担が発生します）。

つきましては、下記の点について情報提供及び確認依頼をさせて頂きます。ご理解のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

記

A) 内視鏡検査において、腫瘍性病変等が認められない場合は検査のみとなります（全て国費負担）。

B) 内視鏡検査中に悪性腫瘍を疑う病変等が認められる場合もあるので、あらかじめ以下①～③をご選択いただく必要があります。利点と注意点を以下及び裏面のように提示させていただきます。ご理解の上、希望欄に「○」をご記入ください。

（臨床医学上は、内視鏡検査において悪性腫瘍等が認められた場合に、内視鏡下生検「以下②検査」は実施せずに、内視鏡下手術「以下③治療」へ変更することが一般的となっております。）

希望欄	検査等項目	検査等についての利点と注意点
	①検査のみ実施 (内視鏡検査のみ行い、病理検査は行わない)	<p>【利点】 内視鏡検査に係る費用は全て国費負担となります（自己負担なし）。</p> <p>【注意点】 腫瘍性病変等が見つかった場合、日を改めて、手術等が必要（保険診療等）となります（こちらは自己負担が発生します）。</p>
	②検査のみ実施 (内視鏡検査時に病変の組織を採取して検査する（病理検査))	<p>【利点】 内視鏡検査、病理検査に係る費用は全て国費負担となります（自己負担なし）。</p> <p>【注意点】 病理検査の結果、悪性腫瘍病変が見つかった場合、日を改めて、手術が必要（保険診療等）となります（こちらは自己負担が発生します）。</p>
	③内視鏡検査中に悪性腫瘍を切除する治療に変更する。	<p>【利点】 原則1回で内視鏡挿入と治療が同時にできます。（悪性腫瘍等の病変の広がりにより別途治療（保険診療等）が必要になる場合があります）</p> <p>【注意点】 検査から治療に変更になった時点で、保険診療等となります。 ○○○病院での保険診療自己負担分（3割負担分） ○○, ○○○円～○○, ○○○円</p>

以上

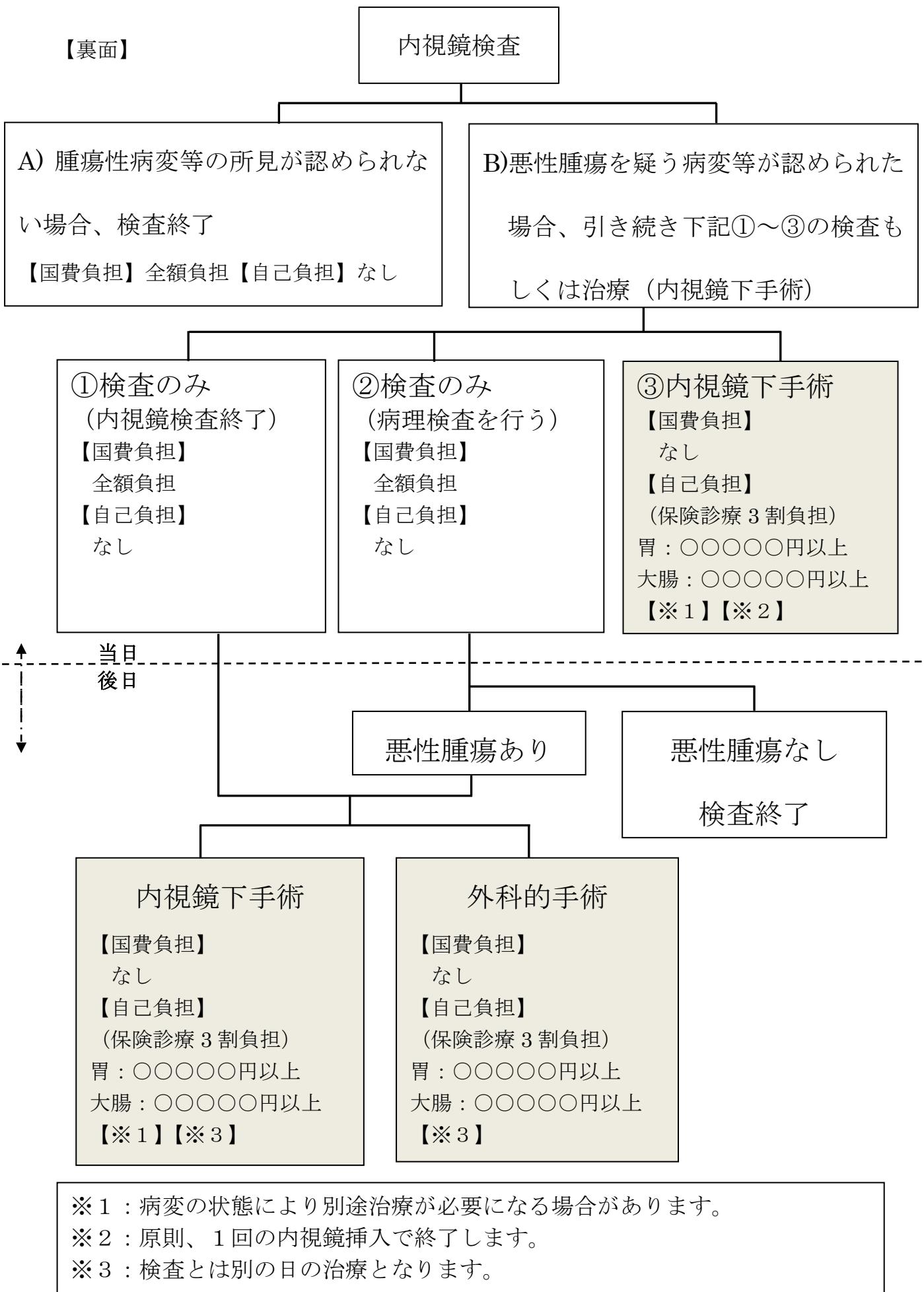
○○○病院長 殿

上記と裏面の内容及び治療費自己負担分の金額を確認のうえ、悪性腫瘍を疑う病変等が認められた場合は、希望欄に示した処置を受けることを希望します。

氏名 _____

※検査をされる医療機関へ

- ・病院名と金額を書き換えて使用してください。
- ・各病院の検査方法等に合わせて、実施していない検査項目欄を削除するなど文面を書き換えてください。
- ・受診者に対して、丁寧な説明をお願いいたします。



様式第1号

特定緊急作業従事者等に係る検査費請求書

労働局長 殿

請求金額 円

1. 請求金額の内訳

実施した検査の種類	内訳書添付枚数	検査費請求額
①白内障に関する眼の検査のみ	枚	円
②白内障に関する眼の検査及び一般健康診断相当の検査	枚	円
③白内障に関する眼の検査及び甲状腺の検査等 ^{注1}	枚	円
④白内障に関する眼の検査、甲状腺の検査等及び一般健康診断相当の検査	枚	円
⑤その他 ^{注2}	枚	円

注1 甲状腺の検査等とは、甲状腺の検査、胃・肺・大腸がん検診、肝炎検査、腎機能検査、血清電解質検査を言う。

注2 「その他」欄は、労働者が受診を希望しない場合等、①から④に該当しない場合に記載する。

2. 振込先金融機関等

振込先口座 名義人氏名	ふりがな		
振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 農 協 組 合		本 店 支 店 出張所
預金種別	普通・当座		
口座番号	第 号		

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

医療機関名

責任者氏名

電話番号

様式第2号

特定緊急作業者従事者等に係る検査費内訳書

医療機関名		
受 診 者 氏 名	ふりがな	生年月日 昭・平 年 月 日
個人番号 ^{*1}		
実施した検査 の種類 ^{*2}	① 白内障に関する眼の検査のみ ② 白内障に関する眼の検査及び一般健康診断相当の検査 ③ 白内障に関する眼の検査及び甲状腺の検査等 ④ 白内障に関する眼の検査、甲状腺の検査等及び一般健康診断相当の検査 ⑤ その他	
受診年月日		
請求額（円）		

* 1 特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳等に記載されている「個人番号」を記載する。

* 2 該当する検査の種類に○印を付す。

実施した検査の内容	備考 ^(注1)	金額
検査の細目 ^(注2)		円
その他 ^(注3)		
合計		

注1 「備考」の欄には、細隙灯顕微鏡検査の検査方法（前眼部のみ又は前眼部及び後眼部）、胸部エックス線検査の省略、胃がん検診の検査方法（胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査）等を記載すること。

2 「検査の細目」の欄には、白内障に関する眼の検査、一般健診相当の検査、甲状腺の検査等の内訳（甲状腺の検査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、肝炎検査、腎機能検査、血清電解質検査）を記載すること。

3 「その他」の欄には、受診日時の調整等に事務費相当分、甲状腺の検査等に係る検査事務経費相当分、他の医療機関への紹介料等を記載すること。